

市有財産貸付け公募

(一般競争入札)

実 施 要 領

[令和7年2月]



理財部管財課 財産グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電 話：028-632-2148

F A X：028-632-7196

E-mail：u0401@city.utsunomiya.tochigi.jp

市H P：https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp

目次

I	市有財産貸付けまでの流れ	1
II	実施要領	
1	入札の概要	2
2	貸付物件	2
3	貸付条件	2
4	入札参加資格	3
5	申込手順	4
6	入札	5
7	契約の締結	7
8	契約保証金	7
9	貸付料の納付	7
10	随意契約について	7
11	その他	7
12	関係法令	
III	契約書	
1	市有財産賃貸借契約書（案）	
IV	物件調書	
V	様式集	
1	質問書	
2	入札参加申請書	
3	誓約書	
4	辞退届	
5	入札書	
6	入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書	

I 市有財産貸付けまでの流れ

項 目	日 程
実施要領の配布	令和7年 2月 3日(月) ～ 令和7年 2月 28日(金)
質問の受付期間	令和7年 2月 3日(月) ～ 令和6年 2月 14日(金)
質問に対する回答の公表	令和7年 2月 19日(水)
入札参加申請受付期間	令和7年 2月 3日(月) ～ 令和7年 2月 28日(金)
入札参加申請確認通知	令和7年 3月 5日(水) 予定
入札保証金納付期限	令和7年 3月 5日(水) ～ 令和7年 3月12日(水)
入札	令和7年 3月 13日(木) 午前8時30分 から 令和7年 3月 19日(水) 正午 まで
開札	令和7年 3月 19日(水) 午後2時
落札後の契約締結期間	令和7年 3月 19日(水) ～ 令和7年 3月26日(水)
貸付開始日	令和7年 4月 1日(火)

II 実施要領

1 概要

宇都宮市が所有する市有財産について、今後の行政利用が決定するまでの間、有効活用の観点から、一時的な貸付を行うため、一般競争入札による公募貸付けを行います。

入札参加を希望される方は、この一般競争入札による実施要領（以下、「本要領」という。）をよくお読みになり、次の各事項の内容を十分把握したうえで、お申込みください。

2 貸付物件

(1) 土地の所在及び最低入札価格（年間貸付料）等

No.	物件所在	地目	地積	境界	最低入札価格 (年間貸付料)
1	元今泉 3 丁目 21 番 14	宅地	1, 170. 19 m ²	確定済	2, 043, 150 円

※ 各物件につきまして、土地全体を貸し付けるものとします。敷地の一部分のみの貸付けは行いません。

(2) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までの 1 年間

※ 貸付期間は、最大 5 年間（令和 1 2 年 3 月 3 1 日）まで更新可能です。

※ 貸付物件は、貸付期間の初日に本市が借受人に引き渡すものとし、上記期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

各貸付物件の貸付料は、本市の設定する最低入札価格（本要領【2-(1)】参照）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者の金額を年間貸付料とします。

3 貸付条件

(1) 貸付契約の内容

本件の賃貸借契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 5 の規定に基づく普通財産の貸付とします。

(2) 貸付用途

次の貸付けできない用途の各事項のいずれにも該当しないもので、本市が各物件の状況を勘案した上で容認した用途に限ります。

ア 貸付けできない用途

- ① 建物（借地借家法第 25 条の規定により同法の規定の適用を受けない一時使用のためのものを除く。）の設置を伴う用途
- ② 深い基礎を要するもの等容易に現状復旧できない工作物の設置を伴う用途
- ③ 廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途
- ④ 土壌汚染対策法第 2 条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は貯蔵の事業の用途
- ⑤ 振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等本市が環境保全上不適切と認める用途
- ⑥ 風俗営業その他これに類する用途
- ⑦ 政治活動又は宗教活動の用途

- ⑧ 暴力団の事務所その他これに類する用途
- ⑨ 法令等の規制に違反する事業等の用途
- ⑩ その他本市が適当でないと認める用途

イ 貸付けできる用途の例示

- ① 資材置場や駐車場（コインパーキング、月極駐車場等を含む）など、現状復旧が容易な工作物等を設置して使用する場合
- ② 仮設店舗、仮設倉庫など臨時的・暫定的な建物設置を伴うもの（ただし、深い基礎を要するものは不可。）

(3) 権利譲渡等の禁止

賃貸借を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。

また、貸付物件を第三者に使用させることもできません。ただし、本市が認める用途に供する場合は、この限りではありません。

(4) 貸付物件の引き渡し及び返還

入札のお申込みに当たっては、次の点にご注意ください。

- ア 貸付物件は、原則、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）及び樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままでお貸しします。
- イ 貸付物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行っておりません。
- ウ 貸付期間が満了し、又はその他の理由により貸付契約が終了する場合には、借受人の費用をもって本物件の上に存する建物又は工作物その他借受人が本物件に付属させたものを撤去し、本物件を原状に回復して本市に返還しなければなりません（ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません。）
- エ 現地説明は行いません。また、物件調書の特記事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。
- オ 物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。借受人は、面積その他物件調書に記載にした事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は貸付料の減額を請求することはできません。

(5) 契約解除

契約期間中であっても、本市が貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、本市は相当の期間を定めて借受人に催告した上で契約を解除します。この場合において、借受人又は第三者に損害が生じても本市は責任を負いません。

4 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たす個人及び法人とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当しない者、該当すると認められる者の場合は、当該事実があった日から2年を経過していないこと。
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する

宇都宮市職員でないこと。

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する密接関係者でないこと。
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- カ 国税，県税，市税を滞納していないこと。
- キ その他本要領の定める条件及び関係法令を遵守すること。

5 申込手順

(1) 質問書の受付

本要領の内容や貸付物件に関する質問がある場合，受付期間中に質問を受付，回答します。

ア 受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月14日（金）まで

イ 質問方法

受付期間内に，指定の様式の質問書に必要事項を記入し，電子メール又はファックスで送信してください。訪問，電話，郵送等による質問の受付は行いません。

※「質問書」を提出した際は必ず電話にて受信確認を行ってください。

ウ 回答方法

質問受付期間中に受けた質問については，原則3日以内（土日祝日を除く。）に宇都宮市ホームページに掲載します。

(2) 入札参加申込書の提出

申込みに当たっては，本要領を熟読し，貸付け条件，現地現況等を把握の上，持参してください。

ア 受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで（土日祝日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）

ウ 受付場所

宇都宮市役所理財部管財課（宇都宮市役所本庁舎5階）

エ 申込方法

受付場所に以下の書類を持参してください（郵送等による入札参加申込書の受付は行いません）。

- ① 入札参加申込書
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ提出）
- ③ 住民票（個人の場合のみ提出）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑤ 国税関係（納税証明書（その3の3））（法人の場合のみ提出）
- ⑥ 県税関係（納税証明書）
- ⑦ 市税関係（納税証明書）
- ⑧ 入札保証金返還請求書件口座振込依頼書

※ ⑤～⑦は提出前3か月以内に発行されたものとする。

オ 留意事項（申請書類提出に関する事項）

- ① 受付期間経過後の申請書類の内容変更は認めません。なお、申請書類の不備も含めて期限までに必要な書類が整わない場合は、受付ができませんので、余裕をもって提出してください。
- ② 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- ③ 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ④ 公文書公開の必要性から、個人情報以外の申請書類や申請内容を公表する場合があります。

(3) 入札参加資格通知の送付

入札参加申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に「入札参加資格通知書」を送付します。（令和7年2月26日（水）発送予定）

(4) 入札保証金の納付及び還付等

ア 入札保証金の納付

- ① 入札にあたっては、入札保証金として、本市が定めた額を本市が発行する納入通知書による納付が必要です。各物件の入札保証金の金額については、次のとおりです。

No.	物件所在	地積	入札保証金
1	元今泉3丁目21番14	1,170.19 m ²	103,000 円

- ② 「入札参加資格確認通知書」と一緒に、納付書を送付しますので、宇都宮市指定金融機関若しくは宇都宮市指定代理金融機関、又は宇都宮市収入代理金融機関の窓口で納付してください。なお、今回の入札は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第6条の規定には該当しません。
- ③ 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書は、入札の際の提出書類として必要になりますので、大切に保管してください。

イ 入札保証金の還付

- ① 入札保証金は、落札書を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。なお、還付先の口座は、「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」へご記入のうえ提出してください。なお、還付は、入札終了後、4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ② 還付する入札保証金には、利息は付しません。
- ③ 落札者の入札保証金は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第7条第2項の規定により契約保証金の一部に充当します。

(5) 辞退届の提出

入札参加者は辞退届を提出することで、入札に参加しないことができます。様式集の辞退届を持参にて提出してください。

なお、郵便、信書便、ファックス、電子メールの提出は不可とします。

6 入札

(1) 入札及び開札

本入札は投函方式により実施します。入札受付期間内に、提出書類を下記エ入札及び開札の場所までご持参ください。（郵送等による入札書の受付は行わない）。

ア 入札受付期間

令和7年3月13日（木）午前8時30分から令和7年3月19日（水）正午まで（土日祝日を除く。）

イ 提出書類

- ① 入札参加資格通知書（写し）

② 入札書（日付は、開札年月日「令和7年3月19日」を記載してください。）

③ 入札保証金納入通知書兼領収書（写し）

ウ 開札の日時

令和7年3月19日（水） 午後2時

エ 入札及び開札の場所

宇都宮市役所理財部管財課（宇都宮市役所本庁舎5階）

(2) 留意事項（入札に関する事項）

ア 入札書に記載する入札額は、年額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。

イ 入札書は入札しようとする物件ごとに1枚ずつ作成してください。

ウ 入札に参加する者は、所定の入札書に必要事項を記載し、確認の上、入札してください。

エ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

オ 入札の実施を事情により予告なく中止又は延期することがあります。

カ 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、宇都宮市は補償の責めを負いません。

(3) 入札の無効

次に定める事項のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

ア 入札参加の資格がない者の入札

イ 当該入札に係る参加申請申込書を提出していない者の入札

ウ 1者で同一物件に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札

エ 入札書の入札金額を訂正した入札

オ 入札書の入札金額、住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札

カ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札

キ 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札

ク **ア**から**キ**まで定めるもののほか、本要領に特に指定した事項に違反したとき

(4) 落札者の決定

ア 市が設定した最低入札価格（年間貸付料）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。

(5) 入札結果の公表

次のとおり入札の結果内容を公表することについて了承のうえ入札に参加してください。

ア 公表時期

落札者が決定後、速やかに公表します。

イ 公表内容

落札者の名称及び入札金額、並びに落札者以外の名称及び入札金額を公表します。なお、落札者以外の名称は符号によるものとします。

7 契約の締結

- (1) 落札者は、別添契約書により、落札の通知を受けた翌日から7日以内に、宇都宮市と市有財産賃貸借契約（以下、「本件契約」という。）を締結します。
- (2) 落札者が契約を締結しないとき（落札後、申込資格の無い者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その落札は無効となり、納付いただいている入札保証金は本市に帰属するものとします。また、この場合において、入札・契約等に要した全ての費用について、本市に請求することはできず。落札者の負担となりますのでご注意ください。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

8 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約額の100分の10以上（円未満切り上げ）を納付してください。
- (2) 契約保証金は、本件契約が満了したとき又は本要領【3-(5)】により本件契約を解除したときは、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）からの還付申請に基づき、利息を付さずに返還します。
- (3) 借受人（落札者）が、本要領【3-(2)】及び【3-(3)】の条件に違反したとき又は本件契約上の義務を履行しないときは、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第42条第1項に基づき契約を解除します。この場合、納付された契約保証金は宇都宮市に帰属します。また、市の責めに帰さない場合で、借受人（落札者）からの申し出により契約を解約した場合についても、納付された契約保証金は宇都宮市に帰属します。

9 貸付料の納付

貸付料は、市が発行する納付書により、本市が定める期日までに納付していただきます。

10 随意契約について

落札者がない物件は、下記の期間内に、先着順で最低入札価格以上の金額で申込があった場合に、随意契約にて貸付けます。詳しくは市役所管財課財産グループまでお問い合わせください。

ア 受付期間

令和7年3月21日（金）から令和7年3月31日（月）まで（土日祝日を除く。）

11 その他

本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、宇都宮市契約規則などその他関係法令等に定めるものとします。

【 問い合わせ先 】

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市理財部管財課財産グループ（宇都宮市役所本庁舎5階）

電 話 ： 028-632-2148

FAX ： 028-632-7196

メール ： u0401@city.utsunomiya.tochigi.jp

1 2 関係法令

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2号 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3号 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 4号 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 6号 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（以下、略）

宇都宮市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) ～（略）～
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 密接関係者 栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する密接関係者をいう。

宇都宮市入札参加停止等措置要領 【別表第3】 その他の措置基準（抄）

項目	措置要件	対象地域	期間
1 暴力団関係	(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。	全国	当該認定をした日から、6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(2) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用するなどしていると認められるとき。	全国	当該認定をした日から、4か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(3) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。		
	(4) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。		
	(5) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。		

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（定義）

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項第二号へに掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わったものを除く。）をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

宇都宮市契約規則（抄）

（入札保証金）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、これにより難いと認められる場合の入札保証金の額は、その都度市長が定める額とする。

（入札保証金の納付の免除）

第6条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、第2条に規定する資格を有しており、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 市長は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第7条 入札保証金は、入札の終了後又は第17条に規定する入札の中止後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約を締結した後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

(入札の無効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金の納付が必要な入札において、これを納付しない者がした入札
- (3) 第 12 条の規定に違反する代理人がした入札
- (4) 入札者の記名のない入札
- (5) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 一つの入札に対して、同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (8) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (9) 入札書が真正なものであることが確認できない入札
- (10) その他指定した入札条件と合致しない入札

(契約保証金)

第 33 条 市と契約を締結する者（以下「契約者」という。）は、契約の締結に際し、契約金額（単価による契約の場合にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、これにより難いと認められる場合の契約保証金の額は、その都度市長が定める額とする。

(案)

市有財産賃貸借契約書

貸付人宇都宮市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により、一時使用のための市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸する。

所在地	宇都宮市元今泉3丁目21番14
面積	1, 170. 19 m ²

（指定用途）

第3条 乙は、貸付物件を使用目的_____の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の賃貸借契約の期間（以下「貸付期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（期間の更新）

第5条 貸付期間満了後、甲が予め定めた期間内において、引き続いて貸付物件を第3条に定める指定用途により賃借しようとするときは、貸付期間満了の3か月前までに、乙は、甲に対してその申し入れを書面で行い、甲の承認を得なければならない。

2 更新後の期間における貸付条件は、貸付期間を除き、更新前の条件と同一とする。ただし、更新前と更新後の貸付期間が異なる場合は、次条第1項の金額を日割により計算した額をもって、更新後の貸付期間に係る貸付料とする。

3 貸付期間の更新は、更新契約の締結により処理する。

（貸付料）

第6条 本件土地の賃貸料は、年額_____円とする。ただし、貸付開始日又は、貸付終了日が年の途中である場合の賃貸料は暦による実日数をもって1年当たりの貸付料を日割り計算した額とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、前項に定める賃貸料は月払いとし、前項の貸付料の月額（別紙納入計画書のとおり）を、甲が発行する納付書により、甲に納付しなければならない。

3 甲は、第15条第1項及び第4項の規定により本件契約を解約した場合において、その貸付料に過払いが生じたときは、日割り計算によってその過払いの貸付料を返還する。

4 甲は、第15条第2項の規定により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

(契約保証金)

第7条 乙は、本件契約の締結と同時に、契約保証金として金_____円を甲が発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

2 甲は、本件契約の終了後、乙の第9条第2項に規定する返還を確認したとき、又は第15条第1項の規定により本件契約を解除したときは、乙の還付申請により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 第15条第2項の規定により本件契約が解除されたとき又は甲の責に帰さない場合であって、乙の申し出に対し甲が合意することにより本件契約を解約したときは、第1項の契約保証金は、すべて甲に帰属する。

5 前項の規定により甲に帰属する契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部としない。

(貸付料の延滞金)

第8条 甲は、乙が第6条第3項の納期限までに貸付料を納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。))の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項の場合において、その計算の基礎となる市税外収入金に1,000円未満の端数があるとき又はその市税外収入金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項から第3項までのいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(貸付物件の引渡しと返還)

第9条 甲は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で貸付物件を乙に引き渡す。

2 乙は、貸付期間の満了により返還する場合及び第15条第4項による協議により本契約を解約した場合、貸付期間の最終日までに、引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。

3 乙は、第2項に関わらず、第15条第1項、第2項の規定により、契約が解除されたときは、甲の指定する日までに引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、貸付物件が種類、品質（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、

これらに限られない。)又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合においても、甲に対し、貸付物件の修補、代替物の貸付け若しくは不足分の貸付けによる履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができない。ただし、この契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の適用を受ける場合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第 11 条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲り渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、貸付物件の賃借権を担保に供してはならない。

（滅失又はき損の原状回復）

第 12 条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又はき損したときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

（保全義務等）

第 13 条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（甲乙協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責を果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

（調査協力義務等）

第 14 条 甲は、貸付物件について、随時その使用状況を実施に調査することができる。

2 甲は、乙に対して貸付物件の使用状況等について質問をし、又は資料の提出を求めることができる。

3 乙は、第 1 項に規定する調査並びに前項に規定する質問及び資料の提出要求に対して速やかに応じなければならない。

（契約の解除）

第 15 条 甲は、契約期間であっても、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、いつでも契約が解除できる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 乙が第 3 条に規定する指定用途に違反して貸付物件を使用したとき。

(2) 乙が納入期限 3 か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。

(3) 乙が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。

3 乙は、前項の規定により、契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲にその補償を請求することができない。

4 甲及び乙は、自然災害など双方にその責のないことにより、契約の解約が必要なとき、甲乙協議のうえ解約することができる。

5 甲及び乙は、前項の規定により、契約が解約された場合において、甲及び乙に損害を生じたときは、甲及び乙はその補償を請求することはできない。

（暴力団排除措置による契約解除）

第 16 条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその

損害の賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者であると認められるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団又は宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号。以下この号において「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は条例第2条第5号に規定する密接関係者（以下この号において「密接関係者」という。）であると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員若しくは密接関係者（以下この号において「暴力団等」という。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第17条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、甲が負担して原状に回復したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲にその補償を請求することができる。

3 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第18条 乙は、貸付期間が満了した場合において、貸付期間中物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求し得ないものとする。

（契約の費用）

第19条 本件契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（住所等の変更の届出）

第20条 乙は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

（法律の適用除外）

第21条 本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（疑義の決定）

第22条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、甲乙協議

のうえ，その内容を決定する。

(合意管轄)

第23条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては，宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

なお，本件契約の締結を証するため，本件契約書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市
宇都宮市長 佐藤 栄一

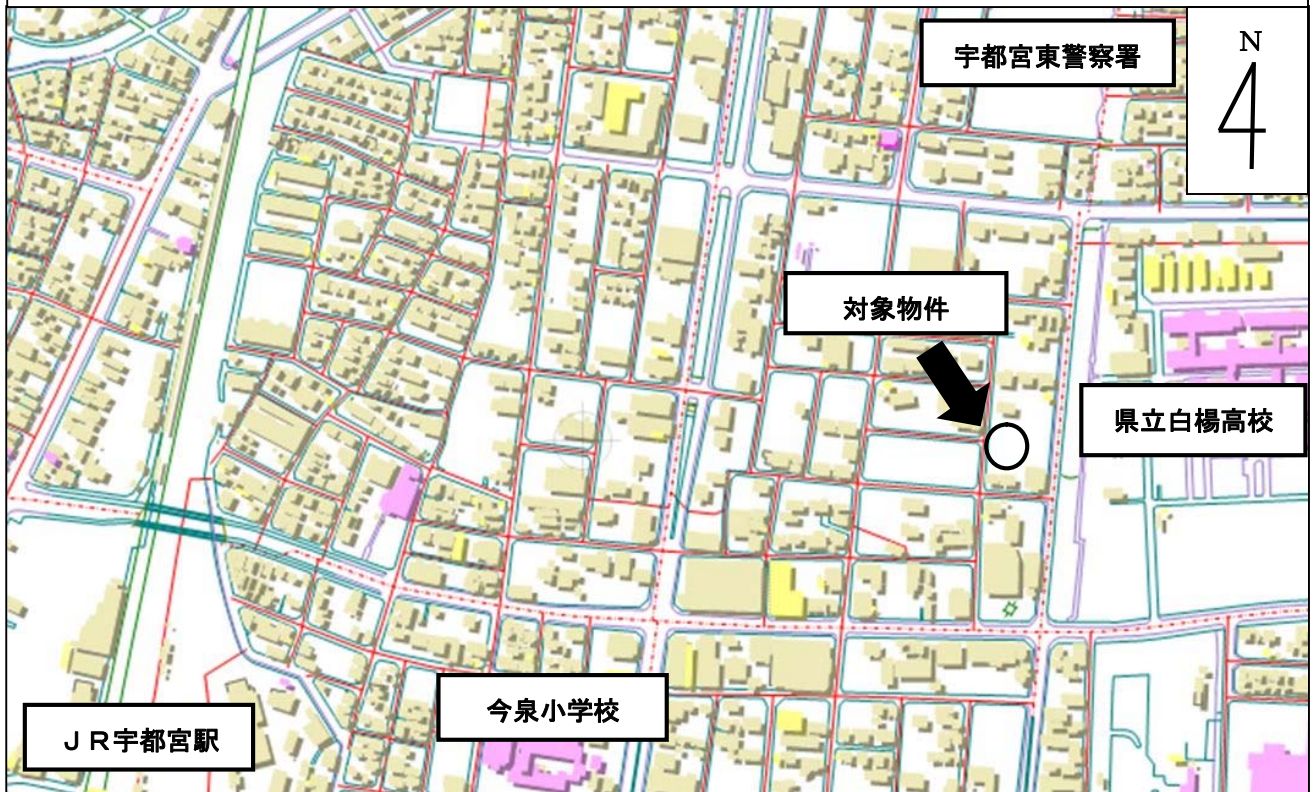
乙 住 所

氏 名

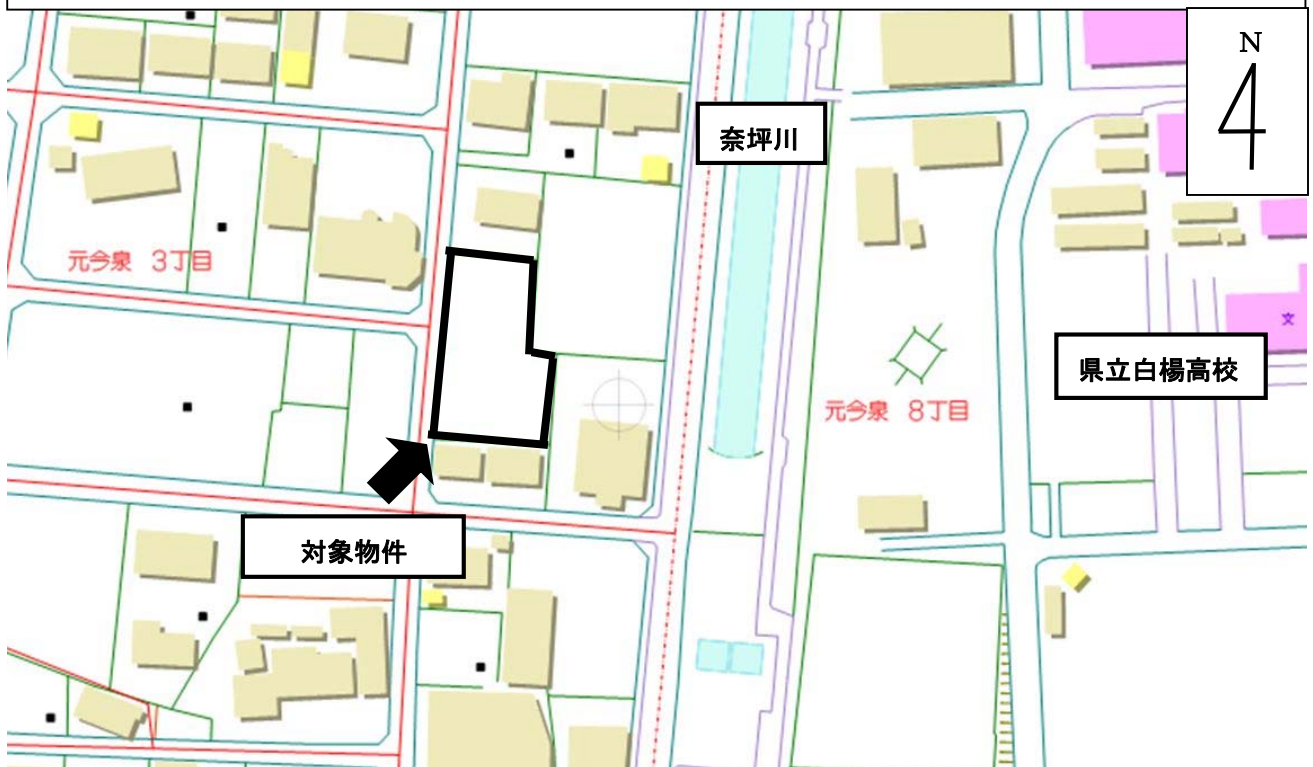
物 件 調 書

物件番号	1		最低入札価格 (年間貸付料)		2, 0 4 3, 1 5 0 円		
所 在 地	元今泉3丁目21番14						
土 地	21 番 14	公簿 面積	1, 170. 19 m ² (約 353 坪)	実測 面積	1, 170. 19 m ² (約 353 坪)	地 目	宅地
接面道路等の 幅員及び構造	西側が幅員約6mの舗装市道（市道3785号線）に接面						
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画区域		市街化区域				
	用途地域		第2種中高層住居専用地域				
	建 ぺ い 率		6 0 %	容 積 率	2 0 0 %		
	防火地域等		—	その他の制限等		—	
供 給 処 理 施 設 の 状 況	電 気	有	東京電力(株)カスタマーセンター栃木			0120-995-111	
	都市ガス	有	東京ガス(株)宇都宮支社			028-634-1509	
	上 水 道	有	宇都宮市上下水道局工事受付センター			028-633-3164	
	下 水 道	有	接続工事受付グループ				
交 通 機 関	バ ス		関東バス 弁才天橋 直線距離 約 290m				
	鉄 道		J R 宇都宮線 宇都宮駅 直線距離 約 1km				
公 共 施 設	宇都宮市役所駅東出張所		直線距離 約 490m				
	今 泉 小 学 校		直線距離 約 490m				
	泉 が 丘 中 学 校		直線距離 約 1km				
特 記 事 項	・現状有姿での貸付けとなります。 ・敷地内に汚水桝がある。 ・敷地内に電柱が設置されている。 ・工作物（フェンス）が存置している。 ・洪水浸水想定区域に指定されている。						

案内図



位置図



市有財産貸付け公募 (一般競争入札)

様式集

宇都宮市

様式集一覧（入札参加申請書類に関する説明等）

No.	書類名	実施要領 (頁)	説 明
1	質問書	4	質問がある場合に提出してください。 受付期間：令和7年2月3日～令和7年2月14日 質問方法：電子メール又はファックスのみ 送付先：E-Mail：u0401@city.utsunomiya.tochigi.jp FAX：028-632-7196 回答方法：原則3日以内（土日祝日を除く）に市ホームページにて回答を掲載します。
2	入札参加申請書	4	入札に参加するための申請書類になります。 注意事項： ・申請書類は必ず持参により提出してください。 提出先：宇都宮市役所 本庁舎5階 理財部管財課
3	参加申請書類一覧	一	入札参加に必要な資格要件が記載されています。入札参加申請書と一緒に提出してください。 注意事項： 表のチェック欄に☑を入れて、書類の不足がないか確認してください。
4	暴力団等の排除に関する誓約書	4	代表者（＝申請者）を記載してください。
5	辞退届	5	「入札参加資格確認」の通知を受けた後、入札を辞退する際に提出してください。 注意事項：届出は必ず持参により提出してください。 提出先：宇都宮市役所 本庁舎5階 理財部管財課
6	入札書	5	入札期間内に提出してください。 入札日時：令和7年3月13日（木）午前8時15分から 令和7年3月19日（水）正午まで 場所：宇都宮市役所 理財部管財課
7	入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書	5	入札参加者が事前に納付した入札保証金を、入札参加者が指定する口座へ返還するための書類です（落札者を除く）。 入札する際に、同封してください。 返還には4週間程度かかりますのでご了承ください。

質 問 書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 _____
商 号 又 は 名 称 _____
代 表 者 職 ・ 氏 名 _____
担 当 者 名 _____
連 絡 先 _____

物件番号		物件所在	
実施要領 (頁)	質問内容		回 答

質 問 書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住	所	栃木県宇都宮市〇〇町△△番地
商 号 又 は 名 称		株式会社〇〇
代 表 者 職 ・ 氏 名		代表取締役 〇〇 □□□
担 当 者 名		×× ×××
連 絡 先		0 2 8 - ●●● - ▲▲▲▲

物件番号	1	物件所在	宇都宮市元今泉 3 丁目 2 1 番 1 4
実施要領 (頁)	質問内容		回 答
1	時間貸駐車場として利用することは可能ですか。		

入札参加申請書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 _____
商 号 又 は 名 称 _____
代 表 者 職 ・ 氏 名 _____

令和7年 月 日公告の下記の事業について、実施要領を熟読のうえ参加したく申請いたします。なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

物件番号	物件所在	使用目的

1 参加資格確認書類

別紙参加申請書類一覧のとおり

入札参加申請書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住	所	栃木県宇都宮市〇〇町△△番地
商号又は名称		株式会社〇〇
代表者職・氏名		代表取締役 〇〇 □□□

令和7年 月 日公告の下記の事業について、実施要領を熟読のうえ参加したく申請いたします。なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

物件番号	物件所在	使用目的
1	元今泉3丁目21番14	駐車場用地として

1 参加資格確認書類

別紙参加申請書類一覧のとおり

参加申請書類一覧（添付資料一覧）

No.	書類内容	書類名称・補足事項等	チェック
1	登記事項証明	●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 申請日から3か月以内のもの（写し可）	
2	住民票	●住民票 申請日から3か月以内のもの（写し可）	
3	暴力団排除に関する誓約書	●【様式集】暴力団等の排除に関する誓約書	
4	国税関係	●納税証明書（その3の3）法人税と消費税及地方消費税 （写し可）	
5	県税関係	●納税証明書 申請日から3か月以内のもの（写し可）	
6	市税関係	●納税証明書 申請日から3か月以内のもの（写し可）	
7	入札保証金返還請求等	●【様式集】入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書	

※この一覧表を先頭にし、チェック欄に☑を記入した上、必要書類を順番に並べて提出してください。

参加申請書類一覧（添付資料一覧）

記載例

No.	書類内容	書類名称・補足事項等	チェック
1	登記事項証明	●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 申請日から3か月以内のもの（写し可）	✓
2	住民票	●住民票 申請日から3か月以内のもの（写し可）	✓
3	暴力団排除に関する誓約書	●【様式集】暴力団等の排除に関する誓約書	✓
4	国税関係	●納税証明書（その3の3）法人税と消費税及地方消費税 （写し可）	✓
5	県税関係	●納税証明書 申請日から3か月以内のもの（写し可）	✓
6	市税関係	●納税証明書 申請日から3か月以内のもの（写し可）	✓
7	入札保証金返還請求等	●【様式集】入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書	✓

※この一覧表を先頭にし、チェック欄に☑を記入した上、必要書類を順番に並べて提出してください。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 又 は 所 在 地 _____
商 号 又 は 名 称 _____
代 表 者 職 ・ 氏 名 _____
代 表 者 の 住 所 _____

私は、次に掲げる事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当するかどうかを確認するため、この書面に記載された個人情報を宇都宮中央警察署に提供されることに同意します。なお、宇都宮市は、この書面に記載された個人情報を宇都宮市個人情報保護条例（平成12年条例第2号）に基づき取り扱うものとし、宇都宮市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の規定にする暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
- 4 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他財産上の利益を供与するもの
- 5 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 6 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
- 7 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 又 は 所 在 地	栃木県宇都宮市〇〇町△△番地
商 号 又 は 名 称	株式会社〇〇
代 表 者 職 ・ 氏 名	代表取締役 〇〇 □□□
代 表 者 の 住 所	栃木県宇都宮市●●1丁目▲号

私は、次に掲げる事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当するかどうかを確認するため、この書面に記載された個人情報を宇都宮中央警察署に提供されることに同意します。なお、宇都宮市は、この書面に記載された個人情報を宇都宮市個人情報保護条例（平成12年条例第2号）に基づき取り扱うものとし、宇都宮市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の規定にする暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
- 4 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他財産上の利益を供与するもの
- 5 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 6 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
- 7 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

辞 退 届

宇都宮市長 あて

令和 年 月 日付けで提出しました入札参加申請については、下記の理由により
辞退いたします。

記

物件番号		物件所在	
辞退理由			

令和 年 月 日

住 所 _____
商 号 又 は 名 称 _____
代 表 者 名 _____

辞 退 届

宇都宮市長 あて

令和7年2月●日付けで提出しました入札参加申請については、下記の理由により辞退いたします。

記

物件番号	1	物件所在	宇都宮市元今泉3丁目21番14
辞退理由	他の場所を確保できたため		

令和 年 月 日

住 所 栃木県宇都宮市〇〇町△△番地

商 号 又 は 名 称 株式会社〇〇

代 表 者 職 ・ 氏 名 代表取締役 〇〇 □□□

入札書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 _____
商 号 又 は 名 称 _____
代 表 者 職 ・ 氏 名 _____ 印

宇都宮市契約規則，実施要領及び現場を熟知のうえ，次のとおり入札します。

物件番号		物件所在									
金 額（年額）		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

〈注意事項〉
最初の数字の前に「¥」を記入してください。

入 札 書

記載例

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所	栃木県宇都宮市〇〇町△△番地
商 号 又 は 名 称	株式会社〇〇
代 表 者 職 ・ 氏 名	代表取締役 〇〇 □□□

代表者印

宇都宮市契約規則，実施要領及び現場を熟知のうえ，次のとおり入札します。

物件番号	1	物件所在	宇都宮市元今泉 3 丁目 2 1 番 1 4							
金 額（年額）	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	2	1	0	0	0	0	0

〈注意事項〉

最初の数字の前に「¥」を記入してください。

入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 _____
 請求者 商号又は名称 _____
 代表者職・氏名 _____

下記物件の入札に係る入札保証金の返還を請求します。
 入札保証金は、下記の口座へ返還してください。
 なお、返還時期について、入札終了後4週間程度要することについて異議はありません。

記

物件番号		物件所在				
振込先 金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	支店 支所	預金種目	普通 ・ 当座	
				口座番号		
				口座名義人		
				フリガナ		
				氏名・名称		

入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

宇都宮市長 あて

住 所 栃木県宇都宮市〇〇町△△番地
 請求者 商 号 又 は 名 称 株式会社〇〇
 代 表 者 職 ・ 氏 名 代表取締役 〇〇 □□□

下記物件の入札に係る入札保証金の返還を請求します。
 入札保証金は、下記の口座へ返還してください。
 なお、返還時期について、入札終了後4週間程度要することについて異議はありません。

記

物件番号		物件所在				
振込先 金融機関	〇〇	銀 行	△△	支店	預金種目	普通・当座
		信用金庫			口座番号	0000000
		信用組合			口座名義人	
		農 協			フリガナ	〇〇 □□□
		労働金庫			氏名・名称	〇〇 □□□